

『 真の自由を生きる喜びと希望 』

使徒の働き 25章 1～12節

◆ 恨みと迎合

テキストから明らかなことは、依然、ユダヤ人たちはパウロに対する恨みに燃えていた。そして、ユダヤの新総督に就いたポルキオ・フェストがユダヤ人に迎合したという事実です

【1-3節】ユダヤ統治のために新総督に就任したフェストは、早速エルサレムを表敬訪問しました。エルサレムで待っていたのは、パウロへの恨みに燃えるユダヤ教指導者たちです。前の総督ペリクスはパウロを二年間も軟禁し続けました。彼らはパウロの再審請求を懇願します。その真意は裁判を行うことではなく、移送の途中でのパウロ殺害です。【4-5節】総督フェストは「あなたたちユダヤ人の代表団が私と一緒にカイザリヤまで来て改めて訴えを起こすべきである」と申し渡します。これにより、再度、カイザリヤにおいてパウロの裁判が繰り返されることになりました。【6-8節】カイザリヤに移動した翌日には、早速、パウロの再審が行われました。7節によれば彼らユダヤ人たちはパウロを【取り囲んで立】つことよって威圧的姿勢で【多くの重い罪状を申し立て】るのですが、結局のところ前回同様、パウロを罪に定める証拠は何一つ示すことは出来ません。彼らの訴えは8節のパウロの弁明によって知ることが出来ます。①パウロはユダヤ人の律法に違反した。②パウロは異邦人を連れ込んで宮(神殿)を汚した。③パウロはローマ皇帝カイザルの統治を乱す混乱を起こした。パウロはこれに対して、何一つ罪に当たる事実はないことを毅然と弁明しました。無い事実をユダヤ人が何年経っても証拠立てることが出来ないのは当然です。前回の裁判同様、訴えは立証されないのですから、ここで結審してパウロが無罪放免となるのが当然です。しかし【9節】総督フェストはこの裁判の成り行きを見届ける中で、これから先、ユダヤ地方を治める上で自ら取るべき態度について思案したでしょう。総督は【ユダヤ人の歓心を買おうとし】て、「今度はエルサレムでもう一度裁判を行おう」とけしかけたのです。ユダヤ人のご機嫌取りです。総督はユダヤ人に迎合したのです。

さて今朝、私たちが思い巡らしたいことがあるのです。それは、なぜユダヤ人たちはこれほどまでにパウロへの恨みに燃えているのか?ということです。パウロは律法に反することや、神殿を汚すこともしていません。エルサレム混乱の発端はエペソから来たユダヤ人たちでした。思い返せばイエス様を十字架刑へと向かわせた時も、殉教者ステパノを石打ち刑へと追い込んだ時も、そしてパウロに対しても、ユダヤ人たちは確かな罪を立証出来ないのに、【モーセと神とをけがすことばを語るのを聞いた(6章11節)。この聖なる所と律法とに逆らうことばを語るのをやめない(6章3節)】と主張して、憎しみと恨みをぶつけ続けたのです。なぜでしょうか?ただ一つ明らかな事柄があります。それは殉教したステパノも、そしてパウロもイエス・キリストの十字架と復活を証したということです。イエス様の福音が語られる時、そこに必ず直面する問題があります。それは“罪”についてであります。私たちの罪を赦すためにイエス様は犠牲となって十字架で死なれ、私たちに義と認めていのちを与えるために復活してくださったという福音の本質です。それはユダヤ人たちには耐え難いものでありました。イスラエルの歴史は神との契約の歴史であり、モーセの律法と神殿を守ることにユダヤ人は救いの民であると確信していました。律法を何一つ守り行うことが出来ないことに気づかないユダヤ人。彼らは罪人である異邦人とは違って契約の救いの民であると思い込んでいます。ナザレのイエスについての福音が語られる時、自らが罪人であるという現実に向き合うことはユダヤ人にとって許し難いことだったのです。神の前に罪人であることを認めることが出来ないユダヤ人たちは福音を語る者を抹殺しようとしたのです。

◆ 真の自由を生きる喜び

さて、今朝はもう一つ、私たちが思い巡らしたいことがあります。なぜ、パウロはこの様な不条理な状況でも毅然としているのか？ということでもあります。パウロは律法の前においてもローマ法の前でも無罪です。にも関わらず何度も何度も裁判が繰り返され、拘留され続けているのです。まったくもって不条理に思える境遇で、パウロが不平不満を表していません。ユダヤ人に迎合し始めた総督フェストの誘いの言葉にパウロは毅然と答えました。【10-11節】二年前の裁判でパウロは次のように告白しました。【また、義人も悪人も必ず復活するという、この人たち自身も抱いている望みを、神にあって抱いております。そのために、私はいつも、神の前にも人の前にも責められることのない良心を保つように、と最善を尽くしています。(24章15, 16節)】【ローマ8章38-39節もお開きください】

このような不条理と思える裁判の連続と拘束されている状況でも、パウロは自由の中で生きてると確信していたのです。その自由とは私たちが思い描く自由ではありません。真の自由です。すなわちイエス・キリストによって罪赦された自由、罪から解放されている自由の中に生きていますからこそ、不条理と思える状況をも受け入れて毅然としているのです。パウロはキリストの愛によって罪から解放されている自由こそが何にもまして重要だったのです。パウロは、決して自らが罪人でなくなったとは考えていませんでした。しかしいつでもイエス様の十字架と復活の前に自らの罪を悔い改めることが出来る恵みに生きていました。いつまでも罪を認めて悔い改めることのないユダヤ人たちとは違い、パウロは罪からの解放という真の自由を生きていたのです。

◆ 真の自由を生きる希望

パウロがこの様な不条理な状況でも毅然としていたもう一つの理由があります。それは真の自由を生きる中で希望を抱いていたということです。11節でパウロが【私はカイザルに上訴します】と宣言したのは、不条理な状況から脱したいがための発言ではありません。ローマ市民権を持つ者は、政務官の措置に対して上訴を行う権利が保証されていました。パウロはその権利を行使したのですが、なぜカイザルへの上訴に踏み切ったのでしょうか。カイザルとはローマ皇帝です。すなわちパウロはローマ行きを強く意識していたということです。パウロは【勇気を出しなさい。あなたは、エルサレムでわたしのことをあかししたように、ローマでもあかしをしなければならぬ(23章11節)】というイエス様のことばと召命を信じていました。ローマで救い主イエス・キリストの十字架と復活を証し出来る希望を胸に刻んでいました。主の約束を信じて希望を持ち続けていたのです。今朝のこの箇所からパウロのローマ行きの実現が近づいて行きます。【12節】真の自由を生きる者が主の言葉に信頼して希望を抱くとき、主はその約束の言葉通りに道を開いて導いてくださるのです。私の勝手な望みではなく、主が私に与えてくださった約束の希望です。

◆ まとめ・お勧め

私たちは自由を履き違えます。思うがままに行動できる自由に心奪われます。しかし聖書が私たちに教える真の自由、私たちに与えられている真の自由とは、罪からの解放という自由です。イエス様の十字架と復活によって与えられる自由なのです。不条理と思える状況、不自由と思えるような環境や境遇もまた主の御手の中にあります。その様な時にこそ、私たちは真の自由を生きることに目を向けたいのです。イエス様の十字架と復活の前に罪を悔い改めることが出来る恵みを忘れたくないのです。罪からの解放という真の自由を生きる時、そこには喜びがあります。救い主イエス様を褒め称え、証しする喜びです。礼拝と証する喜びです。そして罪からの解放という真の自由を生きる時、そこには希望があります。主が私たちに与えられた約束の希望です。主イエス様は私たちの教会に祝福を約束してくださっています。私たちはその希望を抱いて信頼して歩み続けたいのです。